

## 登録競技者によるクラウドファンディングについて（注意喚起）

個々の選手における「クラウドファンディング」についての問合せ、質問を受ける事が多くなっておりますが、本連盟は「競技者資格規則」の第7条（競技者に禁止される商行為）第1項として「競技者は、自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させる事を禁止する」と記載されております。

すなわち、同規則に基づいて本人（登録競技者）のクラウドファンディングは認められておりません。

ついでには、本人（登録競技者）の故意であるか否かに問わず、同規則に抵触もしくは違反と判断された場合は、同規則第8条第5項により、処分等の対象になることを否めず、選手としての活動を守ることができなくなる可能性を付記いたします。

公益財団法人日本水泳連盟「競技者資格規則」

[http://www.swim.or.jp/about/download/rule/r\\_ks01\\_20180401.pdf](http://www.swim.or.jp/about/download/rule/r_ks01_20180401.pdf)